

【デジタル化・AI導入補助金2026】

IT導入支援事業者・ITツールの事前登録及び登録要件の見直しについて

<ご案内の趣旨>

デジタル化・AI導入補助金2026の公募に向け、IT導入支援事業者・ITツールの事前登録及び登録要件の見直しを実施いたします。事前登録を希望されるIT導入支援事業者のみなさまにおかれましては、以下の対象条件や過年度事業との相違点、注意事項等をご確認のうえ、ご対応頂きますようお願いいたします。

なお、事前登録受付開始日等の詳細につきましては、デジタル化・AI導入補助金2026のHPにて後日ご案内いたします。

1. デジタル化・AI導入補助金2026の事前登録の対象となるIT導入支援事業者/対象となるITツール

(ア) デジタル化・AI導入補助金2026の事前登録の対象となるIT導入支援事業者

以下の全てにあてはまるIT導入支援事業者であること。

- ① デジタル化・AI導入補助金2026への事前登録を希望するIT導入支援事業者
- ② IT導入補助金2025において交付申請を支援した実績があるIT導入支援事業者

※ コンソーシアムにおいては、幹事社又は構成員が交付申請を支援した実績がある場合、当該コンソーシアムの幹事社及び全構成員が事前登録の対象となります。

※ コンソーシアムにおいては、幹事社及び構成員1者以上が事前登録を完了する必要がありますので、ご留意ください。

(イ) デジタル化・AI導入補助金2026の事前登録の対象となるITツール

※ 大分類及びカテゴリーに応じて、登録の受付期間が異なります。

※ 3/30以降は、全てのITツールの登録を受け付ける予定です。

- ① IT導入補助金2025において交付申請された実績がある以下いずれかの大分類に該当するITツール

【受付期間(予定): 1/30～2/20】

- ・大分類Ⅰ ソフトウェア

※ ソフトウェアとオプションをパッケージ化して登録されたITツールは対象外

- ・大分類Ⅱ オプション

※ カテゴリー4(セキュリティ)の「サイバーセキュリティお助け隊サービス」は対象外

- ② ①にて、大分類Iソフトウェアの登録が完了した者のみ登録が可能
・新規に情報入力が必要となります。
【受付期間(予定):2/27~3/30】
・カテゴリー4(セキュリティ)
※ 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」のみ対象
・大分類III業務
・大分類IVハードウェア
・大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービス

2. IT導入支援事業者登録における過年度事業との相違点・注意点

(ア) 直近分の財務諸表の提出

① 法人においては、損益計算書及び貸借対照表の提出が必要になります。

② 個人事業主においては、以下の財務諸表の提出が必要になります。

1. 青色申告を行った者:所得税の青色申告決算書
2. 白色申告を行った者:収支内訳書

(イ) 履歴事項全部証明書又は本人確認書類の提出

① 法人においては、履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)

② 個人事業主においては、運転免許証(有効期限内のもの)、運転経歴証明書もしくは住民票の写し(発行から3か月以内のもの)の提出が必要になります。

※ IT導入補助金2023後期及びIT導入補助金2024、IT導入補助金2025におけるIT導入支援事業者登録申請において、すでに提出した方についても、事前登録において再提出が必要になります。

※ 代表者、役員、従業員の本人確認書類(運転免許証等)の提出を求める場合があります。

3. ITツール登録における過年度事業との相違点・注意点

(ア) AIを用いた機能が搭載されたツールについて

AIを用いた機能を搭載したソフトウェアの場合は、ITツールの登録申請時にその旨を申告してください。

登録完了後、ホームページ(ITツール検索画面等)において、AIを用いた機能を搭載している旨が表示されます。

【定義】

① 生成AI

文章、画像、プログラム等を生成できるAIモデルに基づくAI

② 生成AI以外のAI技術

上記以外のAIモデル(分類・分析・判断・予測等を行うAIモデル)に基づくAI

(イ) ITツールに含まれる機能の組み合わせによってプロセスの種類が変動する仕様の場合のパッケージ化について(※不要となります)

IT導入補助金2025においては、ソフトウェアとオプションの組み合わせによって、プロセスの種類が変動する仕様の場合、含まれる機能をパッケージ化して登録する必要がありました。パッケージ化は不要となります。

- ※ ソフトウェア及びオプションに個別に登録を行ってください。
- ※ プロセスの種類は、カテゴリー1(ソフトウェア)として登録するITツールの機能に応じて申告してください。

なお、IT導入補助金2025において、パッケージ化を行ったうえで登録されたITツール(ソフトウェア)は、事前登録の対象外となります。新規登録においてソフトウェア及びオプションに切り分けて、個別に登録を行ってください。

(ウ) 大分類III役務の登録申請について

大分類III役務の登録申請においては、登録申請画面において、業務内容ごとの内訳価格を入力する必要があります。

昨年度と同様に、価格説明資料の提出も必要となりますので、システム上の入力内容(業務内容及び業務内容ごとの価格)と価格説明資料の内容に齟齬が無いよう登録申請を行ってください。

4. その他

直近分の財務諸表の提出にあたっての留意事項については、(別紙1)を確認してください。

ITツール登録申請時に提出する資料及び留意事項については、(別紙2)を確認してください。

なお、必要に応じて追加資料等の提出を求める場合があります。

- ※ 追加資料等の提出ができない場合、IT導入支援事業者及びITツール登録を認めない場合がありますので、ご留意ください。

(別紙1)

直近分の財務諸表の提出にあたっての留意事項については、以下を参照すること。

1. 直近分の財務諸表の提出にあたっての留意事項

以下の内容が全て確認できるものでなければならない。

(ア) 法人の場合

① 貸借対照表

1. 対象年度
2. 借入金(借入金が存在しない場合は、存在しない旨補記すること。)
3. 資本金

② 損益計算書

1. 対象年度
2. 売上高
3. 経常利益

(イ) 個人事業主の場合(①又は②のいずれかを提出)

① 所得税の青色申告決算書

1. 対象年度
2. 売上高(売上(収入)金額)
3. 経常利益(青色申告特別控除前の所得金額)

② 収支内訳書

1. 対象年度
2. 売上高(売上(収入)金額)

(別紙2)

ITツール登録申請時に提出する資料及び留意事項については、以下を参照すること。

1. 機能説明資料

以下の内容が全て確認できるものでなければならない。大分類ごとに記載が必要な内容が異なるため、留意すること。

【大分類 I ソフトウェア】

No	項目	留意点
1	ITツールの正式な製品名	
2	プラン名	・ 同一のITツールにおいて、複数のプラン名が存在する場合は、プラン名を明記すること。
3	開発メーカー名	
4	画面キャプチャ	・ ITツール名が分かる画面キャプチャであること。
5	機能一覧、機能概要図など	・ 「ソフトウェアが有するプロセス」に関する内容は、メーカー等で表示のうえ明記すること。 ・ 「生成AI」又は「生成AI以外のAI技術」を用いた機能を搭載している場合、メーカー等で表示のうえ明記すること。 ・ 「会計」「受発注」「決済」のいずれかの機能を有する場合も同様に、メーカー等で表示のうえ明記すること。
6	業務フロー図	・ ITツールが、どのような業務にどういった役割を果たすのかがわかるもの。
7	ITツールの利用方法	

【大分類 II オプション】

No	項目	留意点
1	ITツールの正式な製品名	
2	プラン名	・ 同一のITツールにおいて、複数のプラン名が存在する場合は、プラン名を明記すること。
3	開発メーカー名	
4	機能一覧、機能概要図、画面キャプチャなど	
5	業務フロー図	・ ITツールが、どのような業務にどういった役割を果たすのかがわかるもの。

6	ITツールの利用方法	
---	------------	--

【大分類IVハードウェア】

No	項目	留意点
1	ITツールの正式な製品名	
2	開発メーカー名	
3	パンフレット、写真付き仕様書など	
4	業務フロー図	・ ITツールが、どのような業務にどういった役割を果たすのかがわかるもの。
5	ITツールの利用方法	

【大分類Vサイバーセキュリティお助け隊サービス】

No	項目	留意点
1	ITツールの名称	
2	プラン名	・ 同一のITツールにおいて、複数のプラン名が存在する場合は、プラン名を明記すること。
3	開発メーカー名	
4	サービス規約、カタログ、サービス資料など	
5	業務フロー図	・ ITツールが、どのような業務にどういった役割を果たすのかがわかるもの。
6	ITツールの利用方法	

2. 価格説明資料

以下の内容が全て確認できるものでなければならない。

- ① 料金表、カタログ、プラン一覧等の価格がわかるもの(見積書は不可)。
- ② 価格は税抜又は税込かが明記されていること。
- ③ 上限の定めがある表記となっていること。
(例)
1,000 円～等の表記となっていないこと。
- ④ 料金体系(標準販売価格、ライセンス価格等)ごとに価格が記載されていること。
- ⑤ システム上で入力する「価格設定の内訳」と整合性が取れる内容となっていること。
- ⑥ 導入事例・実績
※ 過去の導入事例・実績を説明したもの。

3. 申請価格理由書(価格申告についての理由書)

以下の内容が全て確認できるものでなければならない。

※ 本理由書は、分類・カテゴリーを問わず、デジタル化・AI導入補助金及びIT導入補助金の過年度事業等を含む平均的な市場価格を大幅に上回る場合、提出を求める。

① 価格設定の詳細な理由が記載されていること。

② 類似ITツールとの価格及び機能を比較した内容が記載されていること。

※ 類似ITツールとの価格及び機能を比較した表等により、価格設定の理由を説明すること。

4. インボイス制度への対応に関する説明資料

請求書の出力帳票、元帳のサンプル等の、適格請求書保存方式(いわゆるインボイス制度)に対応していることが確認できるもの。

5. 留意事項

必要に応じて、以下のような追加資料等を求める場合がある。追加資料等の提出ができない場合、ITツール登録を認めない場合がある。

① 過去にITツールを販売した際の契約書

② デモ機やテストアカウント

③ ITツールの実行環境(OS、ミドルウェア(WEBサーバ、DBサーバ、APサーバ等)に関する資料

④ ITツールの開発環境(開発技術基盤、開発言語、使用DB等)に関する資料

⑤ マスタファイル類の詳細項目情報に関する資料

⑥ ITツールの実画面コピー等(画面イメージを作画したものやそれに準ずるものは不可。)

⑦ 導入スケジュール表(標準的な作業項目と工程)

⑧ 各種マニュアル類

⑨ 契約書サンプル(パッケージ契約、保守契約など)